

改定後	改定前
<p>第16条（代金決済口座および決済日）</p> <p>1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座（<u>以下預金口座を「決済口座」という</u>）からの口座振替により支払うものとします。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第16条（代金決済口座および決済日）</p> <p>1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替により支払うものとします（<u>以下預金口座を「決済口座」という</u>）。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>⑧会員が、自らまたは第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>（イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 （ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為</p> <p>（略）</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>⑧会員が、自らまたは第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>（イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、<u>当社の業務を妨害する行為</u>（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第24条（費用の負担）</p> <p>1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替<u>ができない場合</u>、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、<u>当社所定の手数料</u>を会員は負担するものとします。</p>	<p>第24条（費用の負担）</p> <p>1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、<u>440円（税込）</u>を会員は負担するものとします。</p>

改定後						改定前					
＜繰上返済の可否および方法＞						＜繰上返済の可否および方法＞					
	1回 払い	リボル ビング 払い	分割 払い	キャッ シング リボ	海外 キャッ シュ サービ ス		1回 払い	リボル ビング 払い	分割 払い	キャッ シング リボ	海外 キャッ シュ サービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料はご負担いただきます）	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料はご負担いただきます）	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
<p>※1：全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>※2：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p>						<p>※1：全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>※2：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p>					

※3：リボルビング払いをATMから入金して繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。

※4：海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用した海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。

※5：上記にかかわらず、PiTaPa利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。

※6：本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※7：振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

※3：リボルビング払いをATMから入金して繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。

※4：海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用した海外キャッシュサービス~~の~~全件のみ返済が可能です。

※5：上記にかかわらず、PiTaPa利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。

※6：本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※7：振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

改定後	改定前
<p><ご相談窓口></p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. <u>カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせ</u>および宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p>南都カードサービス株式会社 <お客様相談室> 〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目6 1番地7 南都地所東生駒ビル4階 電話番号 0743-70-8881</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。 <VJ紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456 上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p>	<p><ご相談窓口></p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p>南都カードサービス株式会社 <お客様相談室> 〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目6 1番地7 南都地所東生駒ビル 4階 電話番号 0743-70-8881</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。 <VJ紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456 上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p>